

インフレ税を放置しない！ タックスインデクセーション導入のすすめ！！

## 時機を得た自動物価調整税制導入

～生活者向けの究極のインフレ税退治策

石村耕治

(TCフォーラム共同代表/白鷗大学名誉教授)

### 【内容目次】

#### ◆はじめに

- 1 インフレ税放置は政治の怠慢！
- 2 所得課税における「インフレ税」とは何か
- 3 インフレ税対策の選択
- 4 インフレ税の影響は稼得する所得により異なる
- 5 インフレ税対策を求める理論の土台は？
- 6 アメリカは自動物価調整税制を早くから導入
- 7 多彩な米連邦個人所得税上のインフレ調整項目
- 8 わが国での物価調整減税論議
- 9 物価上昇下の税制と租税法律主義の展開
- 10 タックスインデクセーション/自動物価調整税制の必要性
- 11 わが国で「幻」に終わった自動物価調整税制

◆むすびにかえて～恒久的なインフレ税退治のための制度改革を急げ

#### ◆はじめに

インフレ税は、必ずしも所得課税 (income taxation) に特有のものではない。消費課税 (consumption taxation) でも生じうる<sup>1</sup>。消費課税では、納税義務者は、原則として事業者である。しかし、実際に税を負担するの(担税者)は最終消費者である。言いかえると、最終消費者は担税者としてインフレ税を負担することになる。なぜならば、課税対象物品やサービスの購入価格があがると、負担する消費税額も増えるからである<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 具体的には、最終消費者を担税者とした単段階型の小売売上税 (single-stage retail sales tax) や消費型の付加価値税/multi-stage consumption-type VAT/GST、個別消費税 (excise) などあげることができる。

<sup>2</sup> 対応策として、軽減税率 (reduced rates)、非課税取引 (exemptions)、ゼロ税率 (zero-

また、インフレ税で影響を受けるのは、個人納税者に限らない。企業納税者（法人や事業性所得稼得者<sup>3)</sup>）も影響を受ける。

ただ、企業納税者の場合、所得課税面において、一般的に課税所得算定の際の収益費用の額はインフレ率に応じて増大することから自動的に調整される。しかし、事業用資産の原価償却費については別である。インフレがある場合、実質的な原価償却額が低下し、その結果、税負担が増加する。すなわち、インフレがある場合、収益費用の額はインフレ率に応じて増大するものの、事業用資産の減価償却費についてはインフレ前の購入価額に基づいて計上されるので、他の費用と異なりインフレ率の影響を受けないまたはインフレ率がしっかりと反映されない。このことから、費用計上額の水準が現在の物価に比べて低くなり、課税所得が増大するという問題がある。企業納税者向けのインフレ税対策が重要なポイントとして指摘される理由である。

一方、消費課税についても、課税対象となる付加価値算定の際の前段階控除（仕入税額控除）などでインフレ調整が可能な仕組みになっている。消費税（消費型の付加価値税/multi-stage consumption-type VAT/GST）では、税は、事業者（enterprise）ではなく、最終消費者（ultimate consumers）が負担する仕組みになっているからである。すなわち、消費税の納税義務者（taxpayer）は事業者であり、最終消費者が担税者（tax bearer）となる仕組みにある。

ただ、消費税については、企業納税者でも、公定価格に支配されている種類の事業を営む者や、市場での競争的な地位が弱い場合には仕入価格の上昇分を販売価格に転嫁できない場合も少なくないのも事実である。しかし、税法学固有の視角からは、物価上昇分を価格に転嫁できるかどうかの問題と、インフレ税への対応問題とを分けて検討する必要がある<sup>4)</sup>。

加えて、インフレ税への対応については、「企業納税者」と「生活者」（給与所得者や年金受給者など）<sup>5)</sup>に分けて点検する必要がある<sup>6)</sup>。

---

rate) などを採用する。今般のウクライナ戦争に伴う消費課税（VAT/GST）面からのインフレ税対策として、多くの諸国では、生活必需品やサービスに対する暫定的な付加価値税の税率引下げを実施している。See, Ruediger Bachmann, A Temporary VAT Cut as Unconventional Fiscal Policy (National Bureau of Economic Research Working Paper 29442, Oct. 2021).

<sup>3)</sup> 事業性所得稼得者（business oriented income earners）とは、わが所得税法の即していえば、事業所得、不動産所得、山林所得、公的年金等以外の雑所得があてはまる。

<sup>4)</sup> 消費課税上のインフレ税対策について詳しくは、本報告末の『コラム：消費税減税、廃止も一案だが、「ゼロ税率」のもっと賢い使い方も学んでおこう！！』参照。

<sup>5)</sup> 「生活者」、「庶民」という言葉は、さまざま定義されている。しかし、ここでは常識に委ね、深く探求しない。

<sup>6)</sup> なお、本稿では、タックスインデクセーション導入に関する経済学上の論争についてはふれない。経済学上、インフレ税については、経済の自動安定調整機能（automatic macroeconomic stabilizer）に委ねられるべきであり、政府は介入すべ

## 1 インフレ税放置は政治の怠慢！

わが国の2021年度の税収が過去最高の伸びを記録している。3月末時点の一般会計税収は50兆3,611億円にも上った。20年度の同時点での税収12%弱上回る。インフレがひどくなってきている証拠であろう。インフレは課税ベースを広げる。インフレ分の減税をしないと、所得税、法人税、消費税などがそろって増えることになる。

その一方で、財務省が5月10日に公表したところによると、「長期債務残高」、つまり税収で将来返済する必要がある国の借金が、2021年度末で1017兆1千億円になった。18年連続で過去最高を更新し、国の借金が初めて1千兆円の大台に乗ったことになる。

庶民の生活を犠牲にし、インフレを放置すれば、税収が自然増加し、国の借金の解消につながる。こうした政策の継続は、生活者、とりわけ低所得者や年金生活者を窮地に陥れる。だが、岸田政権は、インフレを放置し、所得減税も、消費減税も口にしない。野党も、みせかけのインフレ税退治策を掲げるが、その本気度が問われている。生活者には、与野党とも「インフレ税、皆で放置すれば選挙民など怖くない！」の姿勢のように見える。

「日銀は政府の子会社」と公言してはばからない政治家がいる。安倍晋三元“社長”だ。ゼロ金利政策、放漫経営のアベノミクス社の子会社(日銀)で奉公してきた黒田氏は、いまだ元親会社社長に忠実なのか、ゼロ金利政策を変えようとしなない。逆に、6月末にいたっても金融緩和政策の堅持を言明している。世界に懸念はコロナからインフレにシフトしているのだが。経済音痴の庶民でも、「インフレ放置か？こりゃ～驚いた！」ではないか？昨今のインフレはこれまでにない歴史的な高さだ。

各種統計によると、インフレの影響はとくに高齢世帯に大きい。年金だけでは暮らせないは確かである。そこで若い時から老後に備え預貯金を積み立ててきた人も多いはずである。しかし、ゼロ金利、しかも激しいインフレでは、弱りにたたり目である。これでは、年金と貯蓄で生活する高齢者の尊厳、生存権がむしばまれてしまう。ますます高齢化するこの国で「預貯金よりも投資」だといきなり政策転換をされても大迷惑である。第一、この国の上場企業は、内部留保には熱心でも、個人投資家への配当は配当の体をなしていない。

米英をはじめとして多くの諸国の中央銀行は、利上げ、金融引き締めには舵を切っている。超円安、「悪い円安」にストップをかけないと、輸入品の価格が高騰し、生活者

---

きではないとする意見もある。See, e.g., James L. Pierce & Jared J. Enzler, “The Implication for Economic Stability of Indexing the Individual Income Tax,” in Henry J. Aaron ed., *Inflation and the Income Tax* 173-4 (1976, Brookings Institution). なお、邦文での研究としては、例えば、鶴田廣己「キャピタルゲイン課税の論点」関西大学商学論集 40 巻 4・5 号 (1995 年)、松本征夫「インデクセーションの類型と効果」政経論叢 (広島大学) 25 巻 5 号 (1975 年) 参照。

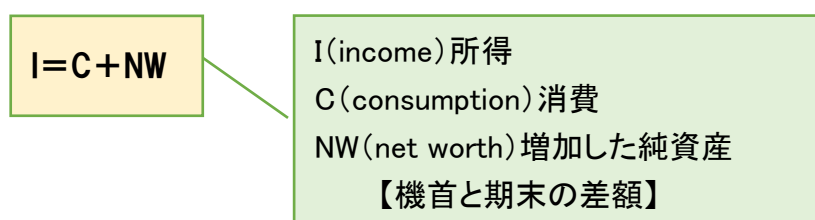
の犠牲が増える。わが国でも4月の消費者物価(除く生鮮食品)は前年比でインフレ率は2%程度に達したのではないか。金利政策を正常化は待たなしである。円安に歯止めをかけ、預貯金大好きの国民性も織り込んで考えると、利上げはインフレ退治策としても効果的である。放漫失政のつけを生活者に回すには筋違いである。

## 2 所得課税における「インフレ税」とは何か

所得課税における「インフレ税(inflation tax)」とは何かを探るには、まず「所得(income)」の定義を明確にしておく必要がある。

アメリカにおける伝統的な「所得」の定義は、1920~1930年代のシュantz-ヘイグ-サイモンズ(Schanz-Haig-Simons)の考え方にまで遡ることができる<sup>7</sup>。この伝統的な考え方では、一言でいえば、個人所得課税のベース(personal income tax base)となる「所得」とは、一定期間における「消費(consumption)+増加した純資産(net worth)の合計金額」である、とされる。

【表1】 伝統的な「所得」概念



この基本的な定義は、今日まで引き継がれている。一般に「包括的所得概念(comprehensive income concept)」と呼ばれる。財政学(theories of public finance)や税法学(theories of tax law)に共通の概念である。

しかし、こうした伝統的な所得概念のもとでは、消費者物価が上昇し、それに対応する形で賃上げその他社会保障給付が増え、所得の増加につながると、それに連動し税負担の増加につながる。

ある世帯の所得が物価上昇の埋め合わせに必要なだけ名目所得(nominal income)の増加があったとしても、実質所得(real income)には変化は生じない。にもかかわらず、税法上の各種控除額や税率表などが調整されないと、名目所得が増加した分だけ納税者はより多くの税金を負担することになる。場合によっては、納税義務は物価上昇率以上に増加し、これにより実質所得は納税額増加分だけ減少することになる。

<sup>7</sup> See, Georg von Schanz, "Der Einkommensbegriff und die Einkommensteuergesetze," Finanzarchiv 13, at 1-87(1896); Robert M. Haig, "The Concept of Income: Economic and Legal Aspects," The Federal Income Tax. (Columbia U.P. 1921) at 1-28; Henry C. Simons., Personal Income Taxation: the Definition of Income as a Problem of Fiscal Policy (U. of Chicago Press, 1938) .



こうした現象は、「インフレ税(inflation tax)」、「インフレ増税(inflation tax increases)」、「隠れたインフレ税(creeping inflation tax)」などと呼ばれる。

### 3 インフレ税対策の選択

所得課税にあたり、物価上昇による名目所得の上昇、それに伴う税負担の自然増加を防ぐには「調整」が必要となる。インフレ税対策として調整、すなわち減税が要る。インフレ税対策/物価調整減税には、大きく分けると、次の2つの方法がある。

#### 【表2】インフレ税対策での2つの選択

- |  |
|--|
| ①アドホック/裁量方式(ad hoc/voluntary / discretionary method) |
| ②タックスインデクセーション方式(tax indexation/ automatic method)   |

わが国は、伝統的に、①の方式によってきた。アメリカは、現在②の方式による。

### 4 インフレ税の影響は稼得する所得により異なる

個人所得税では、超過累進税制を採用し、しかも所得控除や税額控除、税率表などが固定されている。このことから、所得の増加は物価上昇率とは関係なく、税負担の増加につながる。すなわち、ある世帯の所得が物価上昇の埋め合わせに必要なだけ増加する場合、名目所得(nominal income)の増加があったとしても実質所得(real income)には変化は生じない。にもかかわらず、名目所得が増加した場合、各種所得控除や税額控除、税率表が調整されない限り、納税者はより多くの税金を負担することになる。場合によっては、納税義務は物価上昇率以上に増加する。そして、これにより実質所得は納税額増加分だけ目減りすることになる。

インフレ税はあらゆる所得階層に影響を与える。しかし、その影響は、いわゆる“逆進的”であり、富裕層/高所得層よりも中所得層、中所得層よりも低所得層への影響が大きい。

また、わが国の場合、給与所得者に適用される給与所得控除や年金受給者の公的年金等の雑所得にかかる公的年金等控除は、定額・概算控除になっている。このため、物価上昇による経費支出分をしっかりと吸収するのは容易ではない。つまり、給与所得者や年金受給者は、実額控除/必要経費控除の適用ある事業所得者などに比べ、物価上昇(インフレ)で受ける打撃が大きいといえる。定額・概算控除、アメリカ税法でいう標準控除(standard deduction)額については、物価調整が的確に実施されないと、実質所得の目減りにつながる影響が大きい。

### 5 インフレ税対策を求める理論の土台は？

かつて、メルトン・フリードマン(Melton Friedman)は、「インフレは税である。しかも

代表なければ課税なしのルール (taxation without representation) とぶつかる税である」と批判した<sup>8</sup>。すなわち、インフレが起きると、国民が選んだ議員で構成される議会が税制改正をすることなく、本来支払うべき租税に加えて、生活者か富裕層かを問わず、隠れた税の支払いを強要されることになることから、インフレ税は租税法律主義に抵触する、と指摘した。物価の自動調整 (automatic adjustment for inflation) を可能にするタックスインデクセーション (tax indexation) を導入するなどして、対応策を実施するように求めた。

それでは、新自由主義者であるメルトン・フリードマンがインフレ税対策としてタックスインデクセーション (tax indexation) 導入を示唆することは、どのような意味を持っているのであろうか。この問いに対する回答は、フリードマンが考えるインフレ税対策の範囲は、個人納税者については、「富裕層も生活者も」であるとするところに見出すことができる。

所得は、質的要素からみた場合、大まかに、次のように分けることができる。

### 【表3】質的要素からみた所得分類

① 資産性所得

② 資産プラス勤労所得

③ 勤労所得

すなわち、①「資産性所得」とは、資産の運用・譲渡から見た所得である。実質的な意味での「勤労」の要素に欠ける所得である。わが国の所得税制を参考にすれば、利子所得 (所得税法 23 条)、配当所得 (同 24 条)、不動産所得 (同 25 条)、譲渡所得 (同 33 条) である。不労所得という意味では一時所得 (同 34 条) もこのカテゴリーに含めてよい。これらの種類の所得のなかでも、譲渡所得、いわゆるキャピタルゲイン (資本利得) が、資産性所得の代表格といえる。次に、②「資産プラス勤労所得」とは、資産と勤労の2つの要素の結合によって得られる所得である。事業所得 (同 27 条)、山林所得 (同 32 条)、公的年金等以外の雑所得 (同 35 条) である。さらに③「勤労所得」とは、①の不労所得とは対をなす所得である。給与所得 (同 28 条、57 条の 2)、退職所得 (同 30 条) である。

生活者に対象を絞ってインフレ税対策を講じるとする。この場合、主な対象は③勤労所得、さらには②資産プラス勤労所得に絞られる。一方、富裕層も含めてインフレ税対策を講じるとする。この場合、①資産性所得も含めて検討する必要がある。

<sup>8</sup> See, Milton Friedman, "Inflation, Taxation, Indexation," *Monetarist Economics*, at 113-128 (1991).

その一方で、各種人的控除に関するインフレ税対策については、富裕層も生活者もあえて差別化して検討する必要がないようにもみえる。

フリードマンは、インフレ税で犠牲者が出る場合、救済の対象は「富裕層も生活者も」だという。このことは、彼が考えるインフレ税対策の対象は、②資産プラス勤労所得や③勤労所得だけでなく、①資産性所得も含むことも意味する。言いかえると、キャピタルゲインも物価調整の対象とすることを意味する<sup>9</sup>。

しかし、インフレ税の救済対象に①資産性所得も含むことには、強い異論または反対がある<sup>10</sup>。その理由は、長期キャピタルゲインにはすでに課税の繰り延べや優遇税率が適用されていることである。確かに、キャピタルゲインを物価調整の対象とすることは、概して富裕層のさらなる優遇につながり、さらに税制における不公平感を助長することになるのも事実である。

しかし、キャピタルゲインを物価調整の対象から外すことは、税制の中立性という観点からは問題なしとはしない、との指摘もある。その一方で、キャピタルゲインへの優遇税制を残したままゲインを物価調整する方が、むしろ税制の中立性とぶつかるのではないか、との反論もある<sup>11</sup>。

このように、キャピタルゲイン、さらには事業用資産の原価償却費などの物価調整については、いまだしっかりとしたコンセンサスが得られているとはいえない。また、税制を複雑にし、税務執行上の困難さもある。このため、諸国における所得課税におけるインフレ税対策の範囲は、③勤労所得 (earned income) や人的控除 (personal deductions/exemptions)、税率区分 (tax rate brackets) に留まっているのが実情である。

さらに、フリードマンは、タックスインデクセーションは、企業納税者に対しても拡大すべきであるとする。すなわち、対象に、事業用資産の原価償却費や在庫/棚卸資産などの項目も含めるべきと示唆する。

アメリカ連邦議会では、この点について議論が続いている。議会民主党は、タックスインデクセーション/自動物価調整の対象を、現行の生活者向け項目 (Cost-of-Living items) に限定すべきだと主張する。一方、議会共和党は、富裕層向けの長期キャピタルゲインなどにも拡大すべきだと主張する<sup>12</sup>。

---

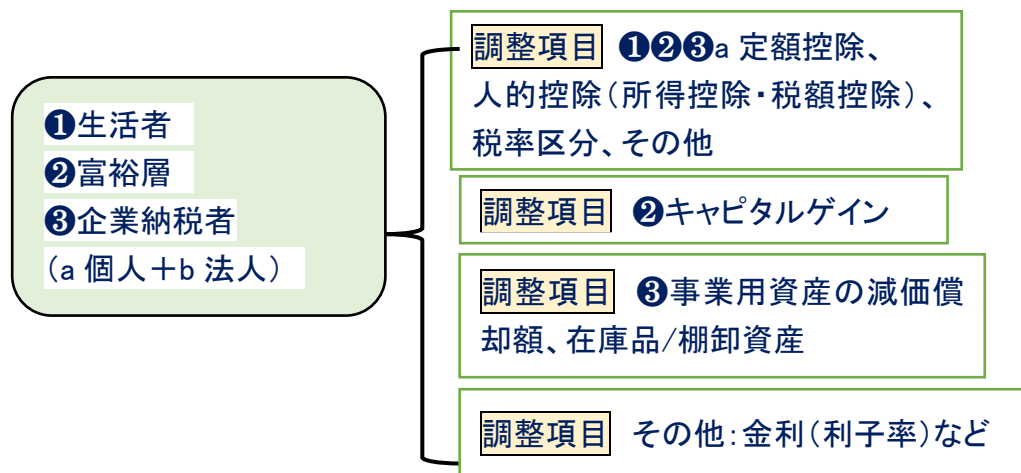
<sup>9</sup> アメリカ連邦議会には、早くから、共和党議員からキャピタルゲインの物価調整法案が提出されてきている。See, Shimon B. Edelstein, "Indexing Capital Gains for Inflation: The Impacts of Recent Inflation Trends, Mutual Fund Financial Intermediation, and Information Technology," 65 Brook. L. Rev. 783 (1999).

<sup>10</sup> See, John T. Plecnik, "Abolish the Inflation Tax on the Poor & Middle Class," 29 Quinnipiac L. Rev. 925 (2011).

<sup>11</sup> See, CRS Report, Indexing Capital Gain Taxes for Inflation, R45229 (June 18, 2018).

<sup>12</sup> See, Roger W. Dorsey and Kathryn Kisska-Schulze, "Indexing Capital Gains for

【表4】所得課税面からみたインフレ税対策の調整項目



## 6 アメリカは自動物価調整税制を早くから導入

カナダでは、1974 課税年から連邦個人所得税にタックスインデクセーション/自動物価調整税制を導入した。一方、アメリカでは、当初、州レベルで所得税制にタックスインデクセーション/自動物価調整税制を導入する例が目立った。連邦は、1975 課税年から、個人所得税制に一部タックスインデクセーション/自動物価調整税制を導入した<sup>13</sup>。

共和党のレーガン政権は、1981年の税制改正法である経済再建税法(ERTA=Economic Recovery Tax Act of 1981)で、この制度を拡大し、よりフルスケールなものにした。つまり、連邦議会は、1981年経済再建税法(ERTA)の施行に伴い1985課税年から、連邦税法典であり内国歳入法典(IRC=Internal Revenue code)に定める税率区分と人的控除を対象にタックスインデクセーション/自動物価調整を開始した(IRC1条1項、151条d項4号)。その後、さらに連邦議会は、1986年の税制改正法(TRA of 1986)を制定し、標準控除(standard deduction)や給付つき税額控除(EITC=Earned Income Tax Credit)にもタックスインデクセーション/自動物価調整措置を拡大した(IRC32条j項、63条c項)。

このように、アメリカでは、究極のインフレ税対策として、早くから個人所得税制へのタックスインデクセーション/自動物価調整税制を導入している。中間所得層(middle income class)や働いても貧しい人たち(the working poor)が、政権の失政ともいえる「インフレ税」のつけを払わされることのないようにするためである。連邦税制に恒久的なインフレ税対策を講じることにより、選挙民・納税者の要望に真摯に応えたといえる。言いかえると、与野党を問わず、連邦議会議員の間には「納税者が主役」

Inflation: 'Phase Two' of Tax Reform," 128 J. of Taxation 33 (June, 2018).

<sup>13</sup> See, Reed Shuldiner, "Indexing Tax Code," 48 Tax L. Rev. 537 (1993); Daniel Hemel, "Indexing, Unchanged," 83 Law & Contemp. Probs. 83 (2020)



の姿勢が強いことがわかる。

役所任せの税制改正が当たり前で、それでも“我らは立法府の構成員”と自任するどこかの国の自分の生活ファーストの議員とは大違いである。

## 7 多彩な米連邦個人所得税上のインフレ調整項目

アメリカ連邦の個人所得税では、前年分の所得または還付につき翌年 4 月 15 日までに確定申告をする仕組みになっている。例えば 2022 暦年分については、23 年 4 月 15 日が申告期限になる。

連邦の課税庁である内国歳入庁 (IRS=Internal Revenue Service) は、毎年、納税者が前年分のインフレ率 (CPI) を翌年分の所得税の計算・申告に反映できるように、調整項目にかかる数値を公表する仕組みになっている。

22 暦年分について、IRS は、2021 年 11 月 10 日に、レベニュープロシージャー 20-21-45 で、62 項目にわたるインフレ調整金額を公表している。項目一覧を示すと、次のとおりである<sup>14</sup>。

【表5】連邦個人所得税上のインフレ調整項目一覧 (未定訳)

インフレ調整項目	該当条文
1 税率表 (Tax Rate Tables)	1条j項2号A～D
2 年少子供の不労所得 (Unearned Income of Minor Children) (「子供税 (Kiddie Tax)」)	1条g項
3 マキシマムキャピタルゲイン税率 (Maximum Capital Gains Rate)	1条h項
4 養子控除額 (Adoption Credit)	23条
5 子供税額控除額 (Child Income Credit)	24条
6 勤労所得控除額 (Earned Income Credit)	32条
7 適格健康プランに適用される還付つき税額控除額 (Refundable Credit for Coverage Under a Qualified Plan)	36条のB第f項2号B
8 別棟の新築として取扱う改良費 (Rehabilitation Expenditures Treated as Separate New Building)	42条e項
9 低所得住宅控除額 (Low-Income Housing Credit)	42条h項
10 小規模雇用主の従業者健康保険費用 (Employee Health Insurance Expense Small Employers)	45条のR
11 代替ミニマム税の課税除外額 (Exemption Amounts for Alternative Minimum Tax)	55条

<sup>14</sup> <https://www.irs.gov/pub/irs-drop/rp-21-45.pdf>

12 子供税の対象となる子供に対する代替ミニマム税の課税除外額 (Alternative Minimum Tax Exemption for a Child Subject to the “Kiddie Tax”)	59条j項
13 小学校や中学校教師にかかる一定の費用 (Certain Expenses of Elementary and Secondary School Teachers)	62条a項2号D
14 輸送用主要パイプライン建設産業のアカウントブルプラン <sup>15</sup> のもとで選択的証明ルールに基づく従業者への経費支払額 (Transportation Mainline Pipeline Construction Industry Optional Expense Substantiation Rules for Payments to Employees Under Accountable Plans)	62条c項
15 標準(定額)控除額 (Standard Deduction)	63条
16 カフェテリアプラン (Cafeteria Plans)	125条
17 適格通勤費給付額 (Qualified Transportation Fringe Benefit)	132条f項
18 納税者が適格高等教育費を連邦貯蓄債売却所得から支払う際の課税除外額 (Income from United States Savings Bonds for Taxpayers Who Pay Qualified Higher Education Expenses)	135条
19 養子支援プログラム (Adoption Assistance Programs)	137条
20 私的活動債 <sup>16</sup> の免税上限額 (Private Activity Bonds Volume Cap)	146条d項
21 農業債を原資とした融資額の制限額 (Loan Limits on Agricultural Bonds) <sup>17</sup>	147条c項2号
22 免税地方債の裁定取引 <sup>18</sup> にかかるリベートに関する一般	148条f項

<sup>15</sup> アカウナブルプランとは、会社の所得から従業者のホームオフィスの経費を控除する精算方法を指す。

<sup>16</sup> アメリカの地方債は、政府債 (government bonds) と私的活動債 (private activity bonds) に分類できる。私的活動債は、原則として課税債である。私的活動債のうち免税措置が講じられるものを特定私的活動債という。私的活動債とは、起債収入を民間 (非政府機関) に融資し、融資先が融資資金を老人ホームや工場の取得・建設などの事業に用いる。

<sup>17</sup> 農業債 (農業者に融資する資金獲得目的での私的活動債) からの果実は原則免税となる。ところが、当該資金が農地取得目的に融資される場合には、当該果実は課税となる。ただし、新規農業就労者が農地取得をする場合で、一定額 (2021 年は 45 万ドル) 以下の融資をしたとしても、免税特典は維持できる。この金額は毎年物価調整の対象となる。

<sup>18</sup> 裁定取引 (arbitrage/アービトラージ) とは、同一の性格を有する 2 つの金融商品の間で、割安な方を買ひ、割高な方を売ることにより果実を得る行為をさす。

原則 (General Arbitrage Rebate Rule)	
23 免税地方債の裁定取引の委託手数料に関するセーフハーバー・ルール額 ( Safe Harbor Rules for Broker Commissions on Guaranteed Investment Contracts or Investments Purchased for a Yield Restricted Defeasance Escrow)	148条
24 適格親族の総所得制限額 (Gross Income Limitation for a Qualifying Relative)	152条d項1号B
25 一定の原価償却資産にかかる費用化の選択 (Election to Expense Certain Depreciable Assets)	179条
26 エネルギー効率化商業用建築物控除額 (Energy Efficient Commercial Buildings Deduction)	179条のD
27 適格事業所得額 (Qualified Business Income)	199条のA
28 適格長期介護料 (Eligible Long-Term Care Premiums)	213条d項10号
29 医療費貯蓄口座 (Medical Savings Accounts)	220条
30 教育ローンの利子 (Interest on Education Loan)	221条
31 現金主義会計の利用制限額 (Limitation on Use of Cash Method of Accounting)	448条
32 過大事業損失のしきい値 (Threshold for Excess Business Loss)	461条I項
33 農業団体または園芸団体の会費取扱額 (Treatment of Dues Paid to Agricultural or Horticultural Organizations)	512条d項
34 慈善募金キャンペーンに応じて支出した寄附から実質的な利益を受けないための制限額 (Insubstantial Benefit Limitations for Contributions Associated With Charitable Fund-Raising Campaigns)	513条h項
35 税額控除および所得控除の特例 (Special Rules for Credits and Deductions)	642条
36 生命保険会社以外の保険会社に対する課税 (Tax on Insurance Companies Other than Life Insurance Companies)	831条
37 租税回避のための出国 ( Expatriation to Avoid Tax)	877条
38 出国にかかる納税義務 ( Tax Responsibilities of Expatriation)	877条のA

IRC148条は、州や地方政府が発行する免税債券や税制優遇債券にかかる裁定取引で得た果実 (リベート) に対する免税要件を定めた規定である。

39 外国勤労所得への課税除外額 (Foreign Earned Income Exclusion)	911条
40 譲渡または交換にかかる債務証券 Debt Instruments Arising Out of Sales or Exchanges	1274条のA
41 遺産税にかかる統一税額控除額 (Unified Credit Against Estate Tax)	2010条
42 故人の総遺産における適格不動産価額 (Valuation of Qualified Real Property in Decedent's Gross Estate)	2032条のA
43 贈与における年間の非課税額 (Annual Exclusion for Gifts)	2503条、2523条
44 アロー・シャフト【趣味用のアーチェリーや斧】に対する個別消費課税 (Tax on Arrow Shafts)	4161条
45 航空運輸乗客への個別消費税 (Passenger Air Transportation Excise Tax)	4261条
46 一定の免税団体に対する控除対象とならない政治工作費の報告義務の免除 (Reporting Exception for Certain Exempt Organizations with Nondeductible Lobbying Expenditures)	6033条e項31号
47 外国人から受けた多額贈与の報告 (Notice of Large Gifts Received from Foreign Persons)	6039条のF
48 連邦租税先取特権の設定ができない者 (Persons Against Whom a Federal Tax Lien Is Not Valid)	6323条
49 差押え禁止財産 (Property Exempt from Levy)	6334条a項
50 賃金、給与等の非課税額 (Exempt Amount of Wages, Salary, or Other Income)	6334条d項
51 一定額の遺産税分割納付のかかる利子 (Interest on a Certain Portion of the Estate Tax Payable in Installments)	6601条j項
52 納税申告書の不提出 (Failure to File Tax Return)	6651条
53 情報申告書、登録書類等も不提出 (Failure to File Certain Information Returns, Registration Statements, etc.)	6652条
54 他の者に対する納税申告書の作成者に対するその他の制裁 (Other Assessable Penalties With Respect to the Preparation of Tax Returns for Other Persons)	6695条
55 パートナーシップ申告書の不提出 (Failure to File Partnership Return)	6698条
56 S法人申告書の不提出 (Failure to File S Corporation	6699条



Return)	
57 修正情報申告書の不提出 (Failure to File Correct Information Returns)	6721条
58 修正受領者調書の未提出 (Failure to Furnish Correct Payee Statements)	6722条
59 一定の滞納の場合に旅券の拒否または失効 (Revocation or Denial of Passport in Case of Certain Tax Delinquencies)	7345条
60 弁護士費用裁定額 (Attorney Fee Awards)	7430条
61 適格長期介護契約または一定の生命保険契約のもとで受領した定期金 (Periodic Payments Received Under Qualified Long-Term Care Insurance Contracts or Under Certain Life Insurance Contracts)	7702条のB第d項
62 適格小規模雇用主医療費払戻口座 (Qualified Small Employer Health Reimbursement Arrangement)	9831条

以上のように、現行のアメリカ連邦所得税制では、生活者に傾斜する形で、インフレ税対策としてのタックスインデクセーションが広範な項目にわたり実施されている。

## 8 わが国での物価調整減税論議

物価調整減税とは、消費者物価に上昇により、所得税などの負担は、実質所得が増えなくとも累進税率や課税最低限(各種人的控除)を通じて増加するが、所得税の自然増収のうち実質上の負担増は減税すべきであるという考え方、あるいはそうした考え方に基づいて行う減税を指す。1962年の税制調査会答申は、「所得税の本来の負担は、実質所得に対する負担を中心に考えるべきである。」という考え方を示した。そのときは、自然増収の一定割合という方式をとった。しかし、その後は課税最低限引上げ方式と税率表改訂方式をとった。

## 9 物価上昇下の税制と租税法律主義の展開

憲法上、納税義務の変更は法律の手続によることを求める。憲法84条は、「新たに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と定めているからである。すなわち、租税法律主義の形式主義的な要請として、いかなる増税や減税も国会の議決を経て行われることを原則としている。アメリカなどでは、「代表なければ課税なし(No Taxation without representation)」という。このことから、物価上昇により納税義務を増加し～現行の租税が変更され～当該納税者の実質所得が減少する場合、それが国会の議決を経ずに行われることになる」とすると、租税法律主義の形式主義的な要請にふれることになる。

加えて、憲法84条は、国会の議決によればいかなる課税もできるというわけではなく、実質的に納税者の憲法上の諸権利を保障する形で課税しなければならないという趣旨を含んでいる。物価上昇は、たんに生活保護世帯、低所得世帯や年金生活者など、所得の伸び率の低い人たち（経済的弱者）の実質所得の低下の原因になるだけではない。こうした物価上昇を埋め合わせるのに十分な所得の伸びの期待できる者にとっても、実質的には納税義務が所得の伸び率以上に増加することから、実質所得は低下することになるのは明らかである。

憲法25条1項は、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定する。物価上昇による実質所得の減少および納税義務の増大は、納税者の生存権に対する大きな障害になる。このことから、物価上昇により国会の議決を経ないで行われる「隠れたインフレ増税（hidden inflation tax increases, tax creep）」は、租税法律主義の実質的要請にもぶつかることになる。

さらに、憲法29条は、「財産権はこれを侵してはならない。」と規定し、国民の財産権の侵害に対して制約を課している。このことから、租税という「貨幣形態による公権力の行使」による納税者の財貨の収奪は、形式的には、「法律又は法律の定める条件によることを必要」とし、実質的には納税者の生存権の保障およびその他憲法上の諸要請を充足する形で行われる場合に限り許されるわけである。

加えて、憲法25条2項は、「国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定している。このような憲法上の要請からして、インフレ増税を放置し納税者の実質所得を減少させ、かつ、生活水準の引下げにつながるような政策は、究極的には憲法99条の憲法遵守擁護義務に反する結果になりかねない。

以上のように、租税法律主義の要請に基づくと、所得税制は、できる限り「物価」に対して中立的でなければならないことになる。すなわち、「物価中立所得税制」が求められている。

## 10 タックスインデクセーション/自動物価調整税制の必要性

すでにふれたように、物価上昇による名目所得の上昇、さらには税負担の自然増加に対処する形で行われる減税は、大別すると、アドホック方式とダックスインデクセーション方式の2つがある。

わが国はこれまで、減税はアドホック/裁量方式によってきた。この方式によると、物価調整減税とは、政府が裁量的または恩恵的に実施するものとなる。すなわち、例えば、物価上昇率が3%であるとする。この場合、政府は、同率またはそれ以下もしくはそれ以上の調整減税をするかどうかはまったく自由であるということになる。こうした考え方に立てば、国民、納税者は、政府が行う意図的なインフレ増税に口をはさむことはできなくなる。

もっとも、すでにふれたように、憲法論的には、物価中立的な所得税制の確立または物価上昇に見合うだけの調整減税を求めることは、租税法律主義もとでの納税者の生存権に根差した当然の権利といえる。また、政府の実施する物価調整減税とは、物価上昇率以下である限り名目的な意味での減税に過ぎない。実質的には、減税というよりは納税者にとっては政府の失政に対する当然の補償措置とみることができる。ましてや実質増税を相殺するだけ、または、それ以下の規模の所得減税は、真の意味での減税とみることには大きな疑問符がつく。

こうした納税者から大きな疑問符がつく物価調整減税を防ぎ、政府の年次の物価上昇分の所得減税を義務づける方式は、税制に自動物価スライド制を組み込むことになることから、タックスインデクセーション方式と呼ばれる。タックスインデクセーション方式は、物価上昇率に比例する形での税負担の増加を防ぐべく、所得控除、税額控除および税率表などの自動調整という意味で、自動物価調整税制とも呼べる。

この自動物価調整税制の導入により、納税者は名目所得ではなく実質所得で納税額を算定できることになる。この意味では、納税者に責任のない物価上昇については政府が最終的に責任を負うと結果を導き出すことにつながる。

現在、生活者は、悪い円安で加速するインフレで苦しんでいる。政府、日銀は、生活者の悲鳴には真摯に応えず、ゼロ金利政策を継続している。目標とする2%超のインフレはすでに超えている。にもかかわらず、日銀はゼロ金利政策を改めようとしない。インフレになると、政府の税収が増えるのみならず、政府の借金(負債)も軽くなるからであろう。しかし、インフレが納税者の犠牲で政府の負債軽減に使われているという意味では、インフレはある種の「税(tax)」とみることでもある。

国庫が赤字財政下にあり税収が必要であっても、租税法律主義が支配する憲法構造のもとでは、政府は「隠れたインフレ増税」によるべきではない。納税者にその理由を明らかにし、国会の議決という「投票による増税」を行うように求められる。インフレ増税ではなく、この正規の「投票による増税」は、「物価中立所得税制」の確立、すなわち自動物価調整税制も導入によって確保できるのではないか。

## 11 わが国で「幻」に終わった自動物価調整税制

すでにふれたように、カナダでは、1974 課税年から連邦個人所得税に自動物価調整税制を導入した。アメリカでは、当初、所得税制を導入する州で自動物価調整税制を導入した。連邦は、1981 に税制改正で個人所得税制に自動物価調整税制を導入し、1985 年に実施した。

わが国でも、1981(昭和 56)年に、当時の日本社会党が、「所得税の物価調整制度に関する法律案」が議員立法(堀昌雄ほか 8 名)をし、衆議院に提出している。この法案は、年次の消費税物価上昇率が5%を超える場合、政府に対して国会に提出する税制改正案に、次年の給与所得控除ならびに配偶者控除および扶養控除のような

所得控除額(人的控除)に当該物価上昇分を反映させることを義務づけるものである。

なぜ 5%の物価上昇率を目安としたのかは定かではない。高すぎて非現実的な数値のようにも見える。私見としては、腰だめの数値ではあるが、0.5%~1%程度が妥当ではないか。

当時の政府税調は、その『中間答申』(1988(昭和 63)年 4 月)で、タックスインデクセーション導入に消極的な姿勢を示している。その理由として次のことをあげる。①所得税のみならず、他の税目に拡大するおそれがある。②財政収支のギャップがさらに拡大するおそれがある。③税制が持つ景気調整機能(ビルト・イン・スタビライザー)を阻害するおそれがある。しかし、政府税調などがあげた制度導入に消極的な理由が、どれだけ説得力があるかは疑問である。

日本のみならず、欧米でも、財務を預かる行政府は、タックスインデクセーション導入につべこべ言う。政府を忖度する財政学者やマスメディアも同類である。

タックスインデクセーション制度は、カナダやアメリカ、イギリスなど多くの市場主義を貫く諸国で、現実に導入され、稼働しているのである。政治は、こうした導入実績に目をつむり、座して給料取りに徹してはならない。恒久的なインフレ税退治の制度改革を実現しないといけない。インフレ税で大きな犠牲を強いられる生活者は、政治に何も期待できなくなる。求められていることは「実行」のみである。

いずれにせよ、わが国は、憲法に租税法律主義をうたっている。インフレ税を放任することは、法律に基づかない増税をゆるすことにもつながる。憲法にもぶつかると解される。

#### ■所得税の物価調整制度に関する法律案(資料)

##### (目的)

**第 1 条** この法律は、物価の上昇に伴う名目所得の増大に起因する所得税の負担の増加に対処するため、所得税について、物価の上昇に応じて所得控除の改正を行う制度を確立し、もって所得税の負担の適正化と公平化を図ることを目的とする。

##### (改正の措置)

**第 2 条** 総理府において作成するその年の前年における年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が昭和 55 年(この条の規定による措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年の前年第 4 条第 1 項において「基準年」という。)の物価指数の 100 分の 105 を超えるに至った場合においては、その年以後の所得税につき、当該物価指数の上昇に応じ、所得控除の額等を改訂する措置を講ずるものとする。

##### (改定の対象)

**第 3 条** 前条に規定する所得控除の額等は、次の各号に掲げる金額とする。  
一 所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 3 項に規定する所得控除



額(以下「給与所得控除額」という。)に係る次に掲げる金額

- イ 所得税法第 28 条第 2 項に規定する収入金額(ハにおいて「収入金額」という。)の区分の上限の金額として同条第 3 項第 1 号までに規定する金額及び当該金額に相当するそれぞれ同項第 2 号第 1 号までに規定する金額及び当該金額に相当するそれぞれ同項第 2 号から第 5 号までに規定する金額
- ロ 給与所得控除額の最低額として所得税法第 28 条第 3 項第 1 号に規定する金額
- ハ 収入金額の区分の上限の金額として所得税法第 28 条第 3 項第 1 号から第 4 号までに規定する金額に係る給与所得控除額に相当するそれぞれ同項第 2 号から第 5 号までに規定する金額
- ニ 所得税法第 79 条第 3 項に規定する障害者控除額、同法第 80 条第 2 項に規定する老年者控除の額、同法第 81 条第 2 項に規定する寡婦(寡夫)控除額、同法第 82 条第 2 項に規定する勤労学生控除の額、同法第 83 条第 3 項に規定する配偶者控除の額、同法第 84 条第 3 項に規定する扶養控除の額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 28 号)第 41 条の第 1 項の規定により当該扶養控除の額に加算するものとされる額を含む。)及び所得税法第 86 条第 2 項に規定する基礎控除の額
- 三 所得税法第 89 条第 1 項の表に上欄に掲げる金額の区分の上限の金額及び当該上限の金額に相当する金額

#### (改定の方法)

**第 4 条** 第 2 条の規定による前条第一号イ及びロ、第二号並びに第三号に掲げる金額の改定はそれぞれ、当該金額のその年の前年における物価指数に対する割合(当該割合に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を乗ずることにより行うものとする。この場合において、その改訂後の当該金額に 500 円未満の端数があるときにはこれを切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときはそれを 1,000 円に切り上げるものとする。

2 第 2 条の規定による改訂が行われる場合においては、その改訂後の第 3 条各号に掲げる金額を基礎として、所得税法別表第 2、別表第 4 から別表第 7 まで、別表第 7 の付表及び別表第 8 につき、それぞれ、必要な改訂を行うものとする。

#### (政府の責務)

**第 5 条** 政府は、第 2 条に規定する場合においては、その年分以後の所得税につき、同条及び前条の規定による改訂(これに伴い必要と認められる改訂を含む。)を行うための所得税法及び租税特別措置法の改定に関する法律

案を国会に提出しなければならない。

**附則**

この法律は公布の日から施行し、昭和57年分以後の所得税について適用する。

**理由**

物価の上昇に伴う名目所得の増大に起因する所得税の負担の増加に対処するため、所得税において、物価の上昇に応じた所得控除の額等の改定を行う制度を確立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

**◆むすびにかえて～恒久的なインフレ税退治のための制度改革を急げ**

世界の懸念は、コロナ禍からインフレへ大きくシフトしている。給料も年金も上がらず、物価高が続き、これに、インフレ税がのしかかってくれば、どの世代でも家計は大きな打撃をうける。仮に僅かばかりの賃金が上がっても、働いていても貧しい人たち (the working poor) の生活はますます苦しくなる。まさにインフレ減税は、生活者の生存権を護るためには必須である。

1981年に、当時の日本社会党が、生活者に傾斜する形でインフレ税対策にタックスインデクセーション/自動物価調整税制方式の導入を求めたのは賢い政策の選択である。この政策は、筆者や故北野弘久先生が発案した<sup>19</sup>。当時、議員立法で衆議院に提出された「所得税の物価調整制度に関する法律案」は、私たち生活者への課税のあり方の流れを大きく変える提案であったといえる。税金立法では、財務省や総務省がつくった政府立法が国会を闊歩する常態にある。当時は、「課税庁が主役」「納税者は義務主体」のような時代であったといつてよい。議員立法でのこうした納税者本位の制度導入の実現が至難であったことは容易に想定できる。

しかし、いまは「納税者が主役」「納税者は権利主体」の時代である。税金の乱費をやめ、国民・納税者をもっともっと大事にする政治が求められている。まさに「トライ・イット・アゲイン (Try it again)」である。政治は、再度チャレンジし、もっと磨かれた内容の議員立法を提案し、流れを変え、国民・納税者に少し恩返しをしてはどうだろうか。先人の英知に学び、恒久的なインフレ税退治のためのタックスインデクセーション/物価自動調整税制の導入を、議院立法で是非とも実現して欲しい。

加えて、消費税にかかるインフレ税退治策【例えば軽減税率の8%から5%、3%への引下げないしは税活実需課税物品やサービスをゼロ税率(0%課税)の対象にする、さらには消費税と個別消費税との二重課税物品の物価調整減税など】の実現も急がれる。でないと、生活者へのインフレ税対策はあまねく行きわたらない。

今まさにその時機である。

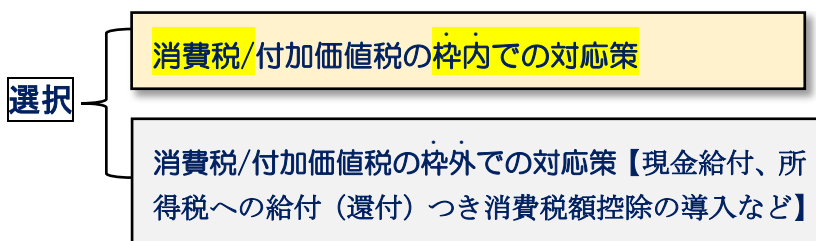
<sup>19</sup> 拙論「物価自動調整の導入」(不公平な税制をただす会編)『納税者からの税制改革』(労働教育センター、1988年) 231頁以下参照。

## コラム <消費税減税、廃止も一案だが、 「ゼロ税率」のもっと賢い使い方も学んでおこう！！>

世界の懸念は、コロナ禍からインフレ退治ができるかどうか大きくシフトしている。今や消費税や所得税に関する「インフレ税退治」は生活者の強い関心の的であり、政治の最重要課題にもなっている。

消費税/付加価値税(GST/VAT)は逆進性が強い税金である。インフレ税退治も含め、逆進性解消策を講じるとすると、この場合、大きく次の選択が可能である。

### ●消費税/付加価値税の逆進性解消策の選択



### ◎消費税/付加価値税の枠内での対応策とは

消費税/付加価値税の枠内での逆進性解消策には、次のようなものがある。

#### ●消費税の枠内での逆進性解消策

- ①複数税率(標準税率および飲食料品など生活必需品等への軽減税率)の採用
- ②飲食料品など生活必需品等への非課税の採用
- ③生活必需品/サービス(以下「生活必需品等」)へのゼロ税率の採用

#### (1)非課税措置の所在

「非課税取引」~大きく①資本取引・金融取引と、②政策的配慮によるものに分かれる。②政策的配慮による非課税取引は、本来は消費税の課税対象取引になるものである。しかし、消費税の逆進対策や社会的福祉目的などに着眼し、政策的な配慮によって、例外的に非課税とされている取引である。

#### (2)問われる非課税措置に伴う「損税」の発生

前段階控除型の消費税/付加価値税において、事業者は、本来、仕入税額を買手に転嫁することを予定している。しかし、仕入税額を買手に転嫁できずに、事業者自身が

負担しなければならないことを「損税」ともいう。例をあげれば、医療や学校教育が非課税取引となると、事業者である病院や学校は、仕入の際には仕入税額を負担しても、非課税サービス提供の際には当該サービスにかかる仕入税額を転嫁できなくなる。非課税取引にかかる「損税」が発生しているまたは転嫁が不十分な事業者は、全事業者の4割にも達しているともいわれる。課税売上高 1,000 万円以下の免税事業者には、「益税」が発生しているともいわれる。しかし、むしろ「損税」問題の方が深刻との見方もある。いずれにしろ、消費者向けの逆進性解消策としての非課税措置の採用は、逆に事業者には重荷になっている。

### (3) 事業者の不評な複数税率の採用

逆進性解消策としての消費税/付加価値税への複数税率(標準税率+軽減税率)の採用は、消費者たる担税者(生活者)には概して受け入れられているようにもみえる。しかし、この租税の納税義務者たる事業者、さらにはこれら事業者の税務支援をする税の専門職には概して不評である。事業者の事務負担も重くなるからである。

### (4) 逆進性解消策、「損税」対策にゼロ税率を賢く使いこなす

イギリスやオーストラリアをはじめとした旧英国領諸国のように、生活必需品やサービスなどには、非課税や軽減税率ではなく、幅広くゼロ税率を採用する国も多い。

逆進性解消策として、政策的には「非課税」や「ゼロ税率」の適用も選択できる。ただ「非課税」では、課税仕入にかかる前段階の税額控除はできない。これに対して、ゼロ税率取引では、消費税/付加価値税は課税されるが、消費税の税率がゼロパーセントなので、課税標準額に対する消費税(0%)から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入(前段階)にかかる消費税額を控除する(あるいは還付を受ける)ことができる。

わが国の消費税法では、「輸出免税等」(消税法7以下)としてゼロ税率取引が制度化されている。

### ● 免税取引/ゼロ税率取引と非課税/仕入課税取引

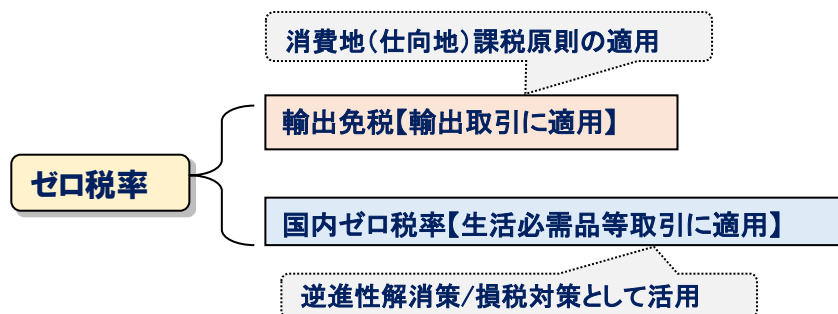
《標準税率取引》	《免税取引/ゼロ税率取引》	《非課税取引/仕入課税取引》
仕入 税率[10%] 金額 ( 1,000 ) 税額 [100]	仕入 税率[10%] (1,000) [100]	仕入 税率[10%課税] (1,000) [100]
売上 税率[10%] 金額 ( 1,500 ) 税額 [150]	売上 税率[0%] (1,500) [0]	売上 [非課税] (1,500) [Nil]
消費税 申告税額 50	消費税 還付税額 100	消費税 仕入税額控除 不可



## ◎国内ゼロ税率とは

ところが、諸外国の消費税制/付加価値税制を見てみると、「ゼロ税率 (zero-rate, zero-rating)」を、大きく「輸出免税 (zero-rate for exporting)」と「国内ゼロ税率 (domestic zero-rate)」の2つの形で活用する国も少なくない。

### ●ゼロ税率の2つの使われ方



イギリス、オーストラリアやカナダなど旧英国領諸国では「損税」対策および逆進性解消対策として、軽減税率ではなく、国内ゼロ税率 (domestic zero-rate) を幅広く採用する。わが国で逆進性解消対策+「損税」対策を検討する場合のモデルにできる。

例えば、オーストラリアの GST/物品サービス税は、10%の単一税率を採用している。軽減税率は一切採用していない。逆進性解消策には、国内ゼロ税率(「免税取引/ゼロ税率取引」と非課税措置(「非課税取引/仕入課税取引」)を採用している。

GST 法上の逆進性解消策を、課税取引物品やサービス別に、アバウトに一覧にしてみると、次のとおりである。

### ●オーストラリア GST 法上の逆進性解消策と対象取引一覧

標準税率	免税取引/ゼロ税率取引	非課税取引/仕入課税取引	軽減税率
10%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出</li> <li>・医療</li> <li>・基礎的飲食料品</li> <li>・教育</li> <li>・国際運輸</li> <li>・非営利/公益活動</li> <li>・営農者間での農地取引</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融取引</li> <li>・居住用住宅の貸付(ただし 50 年以上の長期貸付およびホテルのような事業用居住場所の貸付を除く。)</li> <li>・居住用中古住宅取引</li> <li>・募金活動</li> </ul>	なし

わが国では、ゼロ税率を「輸出免税」と名付けている。しかし、とりわけイギリスやオーストラリア、カナダなど旧英国領諸国では、このゼロ税率を医療サービスや教育、さらには生活必需品・サービスなどにも幅広く採用/適用している。野菜や食料品、上下水道・ガス・電気などのサービスにゼロ税率が適用されれば、消費者はインフレになっても消費税負担が増えない。生活者は「インフレ税」は回避できる。また、売上げにゼロ%で課税されることから、事業者は、仕入れにかかった税額の還付を求めることができる。

こうしたことから、消費税については「廃止」ではなく、損税対策に加え、生活必需品やサービスなどに、ゼロ税率(国内ゼロ税率)の採用/適用を提案するのも一案である。

消費税への「国内ゼロ税率の採用/適用」を求めることは、財政当局の抵抗も強いかも知れない。しかし、消費税「廃止」よりは容易なのではないか？野党には、もう少し洗練された提案をして欲しいところである。

わが国では「輸出免税」のネーミングのもと輸出取引にだけゼロ税率(zero rate for exporting)を採用/適用している。この結果、トヨタのような輸出取引が多い企業だけが巨額の消費税還付を享受できる仕組みになっている。

消費税導入時に、財政当局や当局が操る政府税調は、生活必需品やサービスに対する国内ゼロ税率の採用/適用について徹底的な火消し役を演じていた。国内ゼロ税率の採用/適用は、消費税収の巨額の消失につながるというのが理由であった。こうして、国内ゼロ税率(domestic zero rate)の導入は封じられたのである。

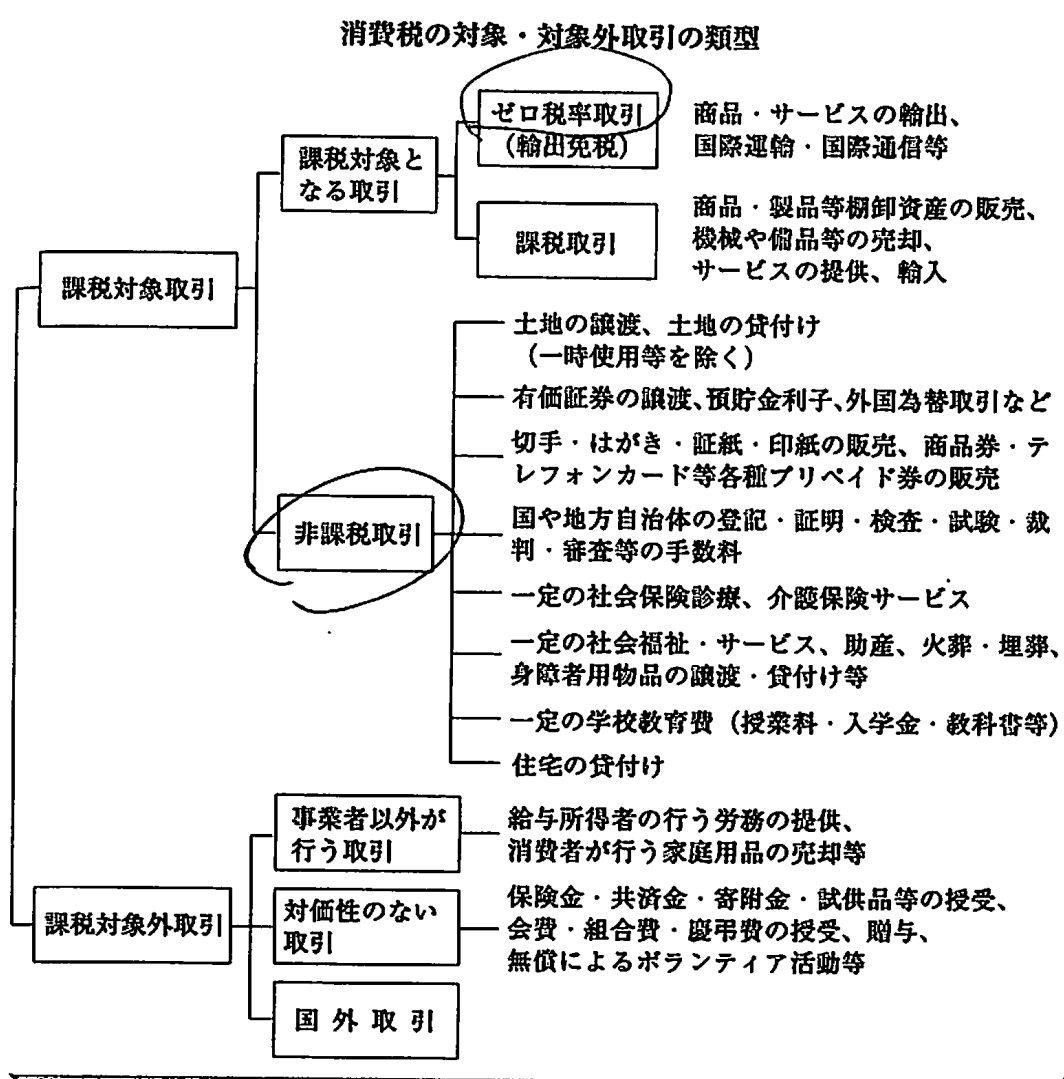
しかし、現実には、「輸出免税」というネーミングでゼロ税率はしっかり採用/適用されている。「輸出免税」は消費地課税主義のルールを採る付加価値税/消費税では当たり前といった論法で正当化されている。この結果、輸出企業には、消費税還付の形で巨額の国の税収が垂れ流しされている。その一方で、国内ゼロ税率は制度化されず、生活者にはインフレ影響分までも含めて消費税負担を強いる結果となっている。まさに「カラクリ」である。このカラクリで、生活者は、急激なインフレで、物やサービスの価格のみならず消費税負担まで重くなっている。にもかかわらず、完全に置いてきぼりにされている。

ゼロ税率の適用については、消費税導入時に、日本医師会なども医療サービスなどへの適用を求めたりしたようである。しかし、非課税ということで手打ちをしたようにみえる。その当時は、関連する業界には非課税とゼロ税率の違いがよく見えていなかったことも一因であろう。

財政当局は、国内ゼロ税率の徹底した「鎮火」に成功したわけである。現在でも、わが国の財務当局は、生活必需品やサービスなどへのゼロ税率の採用/適用は大幅な税収減につながるとの理由で強い拒否反応を示し、議論を封印している。

政治は、生活必需品やサービスに対する時限的な軽減税率のような見せかけの求めをするだけでいいのだろうか。「逆進性解消策+損税対策+インフレ税退治策」を含めた包括的措置としてのゼロ税率採用/適用の実現に向けて、固い扉をこじ開けること

が期待されているのではないかと？



**【アドバンス文献】**

- ・石村耕治「消費税の今後：複数税率化と仕入税額控除」白鷗大学法科大学紀要 8 号  
<file:///C:/Users/ishim/Downloads/KJ00009610779.pdf>
- ・石村耕治「オーストラリアの物品サービス税(GST)法制の分析」白鷗法学 22 巻 2 号  
<http://jti-web.net/wordpress/wp-content/uploads/2019/01/ca6d6ec90bb1403b147a848e90846a59.pdf>
- ・ヴァン・リ「オーストラリアの物品サービス税(GST)」国民税制研究 2 号 <http://jti-web.net/archives/736>
- ・石村耕治編『現代税法入門塾(第 11 版)』(清文社、2022 年)